

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成18年3月31日付け大総務第1452号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

交通局長（以下「実施機関」という。）が平成 18 年 2 月 9 日付け大交総第 583 号の部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 18 年 4 月 7 日付け大交総第 6 号の部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）により非公開とした情報のうち、別表 6 に掲げる情報は、公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 18 年 1 月 26 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「交通局本局清掃入札に関するすべての書類（新規契約分）17 年度分」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定 1

実施機関は、本件請求に係る文書として、別表 1 の決裁文書 1 から 4 ままでを特定した上で、別表 2 及び 3 の情報を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 1 を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号及び第 5 号に該当
（説明）」

決裁文書 1 のうち別表 2 に掲げる文書に記載された、総合評価入札における予定価格等を算出するうえでの、積算基礎となる個々の金額等については、公開することにより、契約に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、決裁文書 2 及び 3 のうち別表 2 に掲げる文書、並びに決裁文書 4 のうち別表 3 に掲げる本件文書 1 から 8 まで（以下「本件各文書」という。）に記載された、総合評価入札を執行する段階での各業者からの事前提出資料に記載のある事項、及び総合評価入札の評価に係る業者個別の各評点の一部並びに、入札参加者の質問に対して回答

している回答内容の一部、その他落札業者が契約履行前に提出した積算根拠等の内容については、各業者の固有の情報や、業者独自のノウハウ等であり、法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報にあたり、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがある。

また、決裁文書 3 のうち別表 2 に掲げる文書、及び決裁文書 4 のうち別表 3 に掲げる本件各文書に記載された、入札参加申込業者等の会社及び代表者並びに代理人等の印影については、経営方針、経理、人事等の事業活動を行ううえでの内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあり、何れの情報も公開により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 18 年 2 月 28 日、本件決定 1 において、決裁文書 4 のうち別表 3 に掲げる本件各文書の一部を非公開としたことを不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づき審査請求を行った。

4 本件決定 2

なお、その後実施機関は、本件決定 1 のうち、別表 3 の本件文書 1 に係る部分を取消した上で、別表 4 に掲げる情報を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定 2 を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当
(説明)

総合評価入札の評価に係る業者個別の各評点の一部並びに評点理由等は、各業者の固有の情報や、業者独自のノウハウ等であり、法人等が保有する技術上の情報にあたり、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあり、何れの情報も公開により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。」

したがって、本件は、別表 4 に掲げる本件文書 1 の情報を、本件決定 2 により条例第 7 条第 2 号に該当するため非公開としたこと、及び別表 3 に掲げる本件文書 2 から 8 までの情報を、本件決定 1 により同号に該当するため非公開としたことについての審査請求であると認められる。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

「平成 17 年大阪市交通局庁舎清掃委託業務評価点（平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分）」の評価に係る業者別の各評点の一部は業者が提示した技術的・公共性評価に関する各評点及び評価点理由である。

技術的評価として、研修体制と品質保証への配慮について、規定及び計画の有無及び

その内容、研修実施状況、苦情処理マニュアルの有無及びその内容、自主検査体制の規定の有無及びその内容に係る評点等が本件文書に記載されており、これらが公にされると、業者が独自に培った清掃技術力維持及び向上のためのノウハウが推定され、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるものと認められる。

また、福祉への配慮として、知的障害者の就業状況、障害者雇用に関する取組み、野宿生活者の就業状況、各種就労支援事業環境、母子家庭の母に対する取組みへの配慮に関する評価は、業者の経営体制及び姿勢に関わり、これらの評点の高低や評価点理由を公開すると、これらの取組みに消極的であることが推定され、又そのことから社会的評価が損なわれるおそれがあると考えられる。

環境への配慮として、環境への取組み、再生品の使用、低公害車等の導入に関する評価についても、評点及びその内容を公にすると、福祉への配慮と同様に、環境に対する取組みに消極的であることが推定され、社会的評価が損なわれるおそれがあり、又は社会的制裁を受けることが考えられる。よって各評価点及び評価点理由を公開することは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

低入札価格調査の審査に係る会議の議事録中にある、入札参加業者に関する質疑応答の一部及び落札業者が契約履行前に提出した積算根拠の内容において非公開とした各情報は、各清掃場所における必要な人員数及び人件費、積算根拠内訳書に記載のある計算（各清掃区分に必要なとされる人数換算）、清掃作業必要備品・道具等一覧表の各品目に対する数量、直接人件費（技術者の賃金に相当するもの）、直接物品費（技術者が当該業務を行うのに必要な消耗品の費用）、業務管理費（業務を実施するうえで、受注者が業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用）、一般管理費等（受注者が企業を維持運営していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用。法定福利費、福利厚生費、退職金など）と合わせて、これらの情報は業者独自の企業努力により培った、かつ営業戦略に通じる清掃技術上の情報及び経理等の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

なお、人件費計算表の各情報及び計欄について、公にすると、上記で非公開とした情報が明らかになってしまうことから非公開としたものである。

経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(以下「経営規模等評価結果通知書」という。)は、清掃施設掃除業者は建設業法により、国土交通大臣又は、都道府県知事の建設業務許可を受けるために、建設業許可申請書を毎年提出し、経営審査を受けなければならないが、その審査結果として発行されるものである。その内容については経営状況、労働福祉状況、工事安全成績、業者の経営規模等、評価の結果と総合評定値であり、これらの情報は公にされておらず、業者の内部管理情報であり、公開することにより、詳細な経営状況が明らかになり法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、本件文書の性質上、条例第7条第2号のただし書には該当しないものである。

第4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

平成17年度大阪市交通局庁舎清掃委託業務評価委員決定書の黒塗り部分の公開を求める。

すでに、契約書も交わされ業務を行っている以上、黒塗りで消す必要もないのではな

いか、又、透明性をもたすためには、黒塗り部分を開示した上で情報公開し、説明責任を果たすべきである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責任を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

(1) 本件審査請求の対象となっている文書は、別表1の決裁文書4である決裁文書「WTO 政府調達協定の適用を受ける大阪市交通局庁舎清掃業務にかかる総合評価一般競争入札の落札者の決定並びに結果通知について」（経理課（調達）NO.274）のうち、非公開情報が記載されている別表3の本件各文書である。

実施機関によれば、当該決裁文書4は、平成17年度の大阪市交通局庁舎清掃委託業務の総合評価一般競争入札において、合計評価点が最も高くかつ入札金額が最も低かった事業者を落札事業者と決定し、契約を締結するための決裁である。

なお、本件入札では、当該落札予定事業者の入札金額が低入札価格調査基準額を下回っていたことから、実施機関は法令等に基づいて、入札金額の積算根拠や経営状況、当該入札金額での適正な履行が可能かどうかの調査、審査を行っており、当該決裁には、この調査審査に関する書類として、本件各文書が含まれているとのことである。

(2) このうち本件文書1は、本件総合評価一般競争入札結果の一覧表であり、本件文書4から8までは、実施機関が当該落札予定事業者から取得した書類の一部であり、本件文書3は、これらの取得した書類等に基づき実施機関が調査審査用に作成した資料であり、本件文書2は、本件文書1及び3から8まで等に基づいて実施機関が調査審査を行った会議の議事要旨である。

また、本件文書5及び6は、当該落札予定事業者が作成した入札金額の積算根拠の資料であるが、このうち本件文書6は、落札予定事業者が低入札価格調査の対象となった場合に必ず提出するもので、実施機関がその様式を指定していたとのことであるが、本件文書5は、今回の調査審査のために当該事業者が本件文書6の詳細を説明する資料として提出したものであり、実施機関はその様式を指定していなかったとのことである。

(3) なお、実施機関によれば、総合評価一般競争入札とは、落札者決定基準を定め、

従来の「価格評価」に加えて、知的障害者の雇用促進や野宿生活者の自立・就業支援の促進、就職困難者等の雇用・就業促進、環境への配慮など本市の施策を反映する「公共性(施策反映)評価」及び「技術的評価」により落札者を決定するものである。

3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第2号を理由に本件決定1及び2(以下「本件各決定」という。)を行ったのに対して、審査請求人は、非公開とした情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各文書のうち非公開とした情報の、条例第7条第2号該当性の問題である。

4 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人(以下「法人等」という。)の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

- (2) 本件文書1について

ア 実施機関は、本件総合評価一般競争入札に参加した個々の事業者の、技術的評価及び公共性評価に関する各項目ごとの評価点と評価理由を非公開としているが、これらの情報は、別表5のとおり、技術的評価の項目に関する情報(以下「技術に関する評価情報」という。)、公共性評価のうち福祉への配慮の項目に関する情報(以下「福祉配慮に関する評価情報」という。)、公共性評価のうち環境への配慮の項目に関する情報(以下「環境配慮に関する評価情報」という。)に区分することができる。

実施機関は、技術に関する評価情報を公にすると、事業者が独自に培った清掃技術力維持及び向上のためのノウハウが推定され、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると主張している。

また、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報を公にすると、事業者の福祉及び環境に対する取組み状況が推定され、企業独自のこれまでの取組みが明らかになるとともに社会的評価が損なわれるおそれがあると主張している。

なお、実施機関によれば、これらの評価は、「総合評価一般競争入札(平成17年度大阪市庁舎、大阪市立大学学舎及び大阪市交通局庁舎)における評価項目、評価点の配分について(平成16年12月10日「総合評価」評価委員会決定分)」(以下「平成17年度評価点配分」という。)及び「17年度総合評価にかかる評価項目・

評価点の 16 年度との比較及び 17 年度評価基準」に基づいて行っており、また、このうち平成 17 年度評価点配分は、本件入札の際に公にしているとのことである。

イ これに対して、審査請求人は、契約書も交わされ業務を行っている以上、黒塗りで消す必要もないのではないかと、又、透明性をもたすためには、黒塗り部分を開示した上で情報公開し、説明責任を果たすべきであると述べている。

ウ 当審査会において、技術に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている各入札参加事業者の評価点及び評価理由を公にすれば、既に公にされている平成 17 年度評価点配分と照合することにより、研修規定の有無、研修一般及び接遇研修の過去 1 年間の実施報告及び実施計画の有無、苦情処理のマニュアル及び様式の有無、自主検査体制の規定の有無、当該規定における専門検査員の有無、自主検査体制の企画提案の有無、当該提案における専門検査員及び検査時期の有無、並びに、各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになると認められる。

しかしながら、上記情報が明らかになったとしても、各入札参加事業者が提出した研修の規定、実施報告及び実施計画、苦情処理マニュアル、並びに自主検査体制の規定及び企画提案の詳細など、技術に関して各事業者が独自に培ったノウハウが明らかになるとは認められない。

エ 次に、福祉配慮に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている評価点及び評価理由を公にすれば、平成 17 年度評価点配分と照合することにより、知的障害者就業予定者数、知的障害者就業支援体制の企画提案の有無、当該提案における専任支援者等特定項目の記載の有無、知的障害者継続雇用の応諾の有無、野宿生活者就業予定者数、野宿生活者就業支援体制の企画提案の有無、当該提案における雇用実績等特定項目の記載の有無、就職困難者等雇用予定者数、母子家庭の母の雇用数及び雇用率、並びに、各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになると認められる。

しかしながら、上記情報が明らかになったとしても、各入札参加事業者が提出した知的障害者及び野宿生活者就業支援体制の企画提案の詳細など、福祉に配慮した各事業者の独自の具体的な取組み状況や経営姿勢が明らかになるとは認められない。

オ また、環境配慮に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている評価点及び評価理由を公にすれば、平成 17 年度評価点配分と照合することにより、再生品の使用品目数、低公害車の使用予定台数、並びに各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになるが、環境に配慮した各事業者の独自の具体的な取組み状況や経営姿勢が明らかになるとは認められない。

カ さらに、本件の総合評価一般競争入札の意義は、前記第 5 の 2(3)に記載のとおり、知的障害者の雇用促進や野宿生活者の自立・就業支援の促進、就職困難者等の雇用・就業促進、環境への配慮など大阪市の施策を反映する「公共性(施策反映)評価」及び「技術的評価」にあるが、本件入札に参加した事業者は、上記施策に関する自己の取組み状況が評価されることを認識した上で、入札に参加しているのであるから、評価情報を公開することによって、当該事業者の社会的評価が不当に損なわれるとは認められない。

なお、評価情報を公開すれば、各事業者が今後さらに高い評価を得られるよう

取組みを進めることになるなど、結果として、上記施策の促進につながると認められる。

キ 以上の内容を踏まえると、本件における技術、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報は、これを公にしても、入札参加事業者の事業活動や社会的評価が不当に損なわれるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第2号に該当しない。

したがって、本件における技術、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報については、実施機関は同号に該当するためこれを非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

(3) 本件文書2から8までにに関する実施機関及び審査請求人の説明について

ア 実施機関によれば、本件文書2、3、5及び6において非公開とした情報は、低入札価格調査の審査に係る会議の議事録における落札予定事業者に関する質疑応答の一部及び当該事業者が契約履行前に提出した積算根拠の内容等に関するものであるが、これらは当該事業者の固有の情報や独自のノウハウ等であり、事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報に当たり、公開することにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると主張している。

また、上記情報は、業者独自の企業努力により培った、かつ営業戦略に通じる清掃技術上の情報及び経理等の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるとも主張している。

なお、上記各文書に記載の人件費計算表の各情報及び計欄については、公にすると、上記で非公開とした情報が明らかになってしまうことから、非公開としたことである。

イ また、実施機関は、本件文書4及び7において非公開とした入札参加事業者の代表者の印影については、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、当該事業者の事業運営が損なわれ、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められると主張している。

ウ さらに、本件文書8において非公開とした経営規模等評価結果通知書であるが、実施機関によれば、当該通知書の内容は、経営状況、労働福祉状況、工事安全成績、事業者の経営規模等、評価の結果と総合評定値であるが、これらの情報は公にされていない事業者の内部管理情報であって、公開することにより、詳細な経営状況が明らかになり、事業者の事業運営が損なわれるおそれがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められると主張している。

エ これらの主張に対して、審査請求人は、契約書も交わされ業務を行っている以上、黒塗りで消す必要もないのではないかと、又、透明性をもたすためには、黒塗り部分を開示した上で情報公開し、説明責任を果たすべきであると述べている。

(4) 本件文書6について

ア 実施機関は、本件文書6のうち積算内訳表において、日常、定期及び特別の業務毎の年間人件費、年間の消耗品費及びその他経費、並びに日常清掃の一日当たりの配置予定人数を非公開としている。

また、上記金額の積算根拠である別表①から⑧において、給与月額、賞与手当、

交通費及び消耗品費の積算過程における人数、時間、日数、及び時間単価等の金額、社会保険料の積算過程の記述のすべて、並びに消耗品費の積算過程における各物品の単価以外の金額及び数量を非公開としている。

さらに、清掃作業必要備品・道具等一覧表における数量、並びに日常清掃各階人員配置表における配置人数及び備考欄記載事項を非公開としている。

イ なお、本件文書 6 は、前記第 5 の 2(2)に記載のとおり、落札予定事業者が低入札価格調査の対象となった場合に、入札金額の積算内訳として実施機関に提出しているものであるが、実施機関が項目、計算式などの様式を指定しており、各事業者は設けられた空欄に上記情報の数値等を記載しているとのことである。

また、実施機関によれば、本件文書 6 の記載に際して参考となる市販書物はいくつか存在するが、市販書物を参考にするか否かも含めて、当該事業者が自らの判断により数値等を記載しているとのことである。

ウ 当審査会において、本件文書 6 を見分したところ、別表①から⑧における社会保険料の積算過程の一部には、賃金、交通費及び賞与手当に一定の法定掛率を乗じるとの計算方法が記載されているが、当該計算方法は、法令等の規定により公にされている情報であることから、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号に該当しない。

したがって、社会保険料の計算方法の記述については、実施機関は同号に該当するためこれを非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

エ 他方、本件文書 6 のその他の情報については、当該事業者が、落札することを目的に、種々の制約がある中で独自に工夫して算出したものであることから、当該事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該事業者の事業活動が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、本件文書 6 の非公開情報のうち社会保険料の積算過程における計算方法の記述以外の情報を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(5) 本件文書 5 について

ア 実施機関は、本件文書 5 のうち、清掃員 A、B 及び C 別及び各清掃場所別の平方メートル等単位当たりの労務数量(以下「歩掛り」という。)、並びに歩掛りをもとに人件費総合計金額を積算した過程における労務数量、労務単価及び各項目別の金額をすべて非公開としている。

イ なお、本件文書 5 は、前記第 5 の 2(2)に記載のとおり、本件入札の落札予定事業者の入札金額が低入札価格調査基準額を下回っていたことから実施機関が調査審査を行うことになったため、当該事業者が本件文書 6 の詳細を説明する資料として、実施機関に提出したものであり、当審査会が上記情報を見分したところ、本件文書 6 の人件費の積算過程をさらに詳細に示していることが認められた。

また、実施機関によれば、本件文書 5 は、本件文書 6 とは異なり、様式を指定していないとのことであり、作成に際して参考となる市販書物はいくつか存在するが、当該事業者は、市販書物を参考にするか否かも含めて、項目、計算式及び数値など内容のすべてを自らの判断に基づき記載し、作成しているとのことである。

ウ 以上の内容、及び前記第 5 の 4(4)に記載の本件文書 6 の結論を踏まえると、上記情報については、当該事業者が、落札することを目的に、種々の制約がある中で独自に工夫して算出したものであることから、当該事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該事業者の事業活動が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、本件文書 5 の上記情報を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(6) 本件文書 2 及び 3 について

ア 本件文書 3 は、前記第 5 の 2(2)に記載のとおり、実施機関が落札予定事業者から取得した本件文書 5 及び 6 等に基づいて作成した調査審査用の資料であるが、実施機関は、本件文書 3 のうち、本件文書 5 及び 6 の記載内容から引用した落札予定事業者の日常清掃予定人数、及び当該人数と公にされている大阪府の最低賃金等に基づき積算した年間人件費に関する各欄の金額を非公開としている。

また、本件文書 2 は、実施機関が本件文書 3、5 及び 6 等に基づいて調査審査を行った会議の議事要旨であるが、実施機関は、本件文書 2 のうち質疑応答の発言内容に含まれている、本件文書 3、5 及び 6 の記載内容である人数、年間人件費及び作業員の 1 時間当たりの賃金を非公開としている。

イ 以上の内容、前記第 5 の 4 (4)に記載の本件文書 6 の結論、及び第 5 の 4(5)に記載の本件文書 5 の結論を踏まえると、上記情報については、当該事業者が、落札することを目的に、種々の制約がある中で独自に工夫して算出したものであることから、当該事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該事業者の事業活動が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、本件文書 2 及び 3 の上記情報を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(7) 本件文書 4 及び 7 について

ア 本件文書 4 及び 7 は、前記第 5 の 2(2)に記載のとおり、本件入札の落札予定事業者の入札金額が低入札価格調査基準額を下回っていたことから実施機関が調査審査を行うことになったため、当該事業者が提出した書類の一部である。

本件文書 4 は、提出書類の内容に相違ない旨を記した添付文書であり、また、本件文書 7 は、本件清掃業務の契約締結に当たっての誓約書であるが、実施機関は、本件文書 4 及び 7 に押印された、当該事業者の代表者の印影を非公開としている。

イ 一般に、法人等の事業者がその事業活動に使用する印影は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮すると、その印影を公開することにより、法人等の事業者の事業運営を損ない、その正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件文書 4 及び 7 の印影は、前記アに記載のとおり、当該事業者が契約を締結する予定の実施機関に対して、提出書類や誓約書の内容に責任を負う旨を証明するために、押印されたものであり、取引関係等のない不特定多数の者にまで広く知られ得る状態に置いていたとは認められない。

ウ 以上の内容を踏まえると、本件文書 4 及び 7 の印影については、当該落札予定

事業者の事業活動を行う上での、内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、当該事業者の事業活動が損なわれ、権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、本件文書 4 及び 7 の印影を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(8) 本件文書 8 について

ア 本件文書 8 は、前記第 5 の 2(2)に記載のとおり、実施機関が本件入札の際に落札予定事業者から取得した資料の一部であり、当該事業者の経営状況を示すものである。

本件文書 8 の文書名は、別表 3 のとおり、経営規模等評価結果通知書であり、実施機関は、本件文書 8 のうち、通知内容である表中の経営規模等の評価結果に関する数値を非公開としている。

実施機関の説明によれば、建設業法では、公共性のある施設等に関する建設工事で一定金額以上のものを国又は地方公共団体等から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通大臣又は都道府県知事による経営規模等の評価を受けなければならないこととなっており、本件文書 8 は、この建設業法の規定に基づいた、当該落札予定事業者の経営規模等評価に関する大阪府知事からの通知書である。

イ 実施機関に確認したところ、上記の建設業法の規定は、公共施設の建設等工事の適正な施工を確保するためには、一般競争入札などにおいて、その建設工事の規模等に見合うだけの能力を有する適正な建設業者を選定し不良不適格業者を排除する必要があることから、建設業者に経営規模等の評価を受けることを法律上義務付けているとのことである。

また、大阪府に確認したところ、大阪府知事が行った各建設事業者の経営規模等評価結果は、競争入札参加者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制力の活用といった観点から、公表しているとのことであった。

ウ 以上の建設業法の趣旨等を踏まえると、経営規模等評価結果の情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、本件文書 8 において非公開とされた経営規模等の評価結果に関する数値は、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号に該当しない。

したがって、本件文書 8 の上記情報については、実施機関は同号に該当するため非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹

別表 1 実施機関が本件決定 1 により特定した、本件請求に係る決裁文書

決裁文書 1	決裁文書 平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務の施行について
決裁文書 2	決裁文書「WTO 政府調達協定の適用を受ける一般競争入札参加業者の決定及び入札の施行について〔大阪市交通局庁舎清掃業務〕」（経理課（調達）NO. 241）
決裁文書 3	工事以外の請負契約決議書及び契約書 大阪市交通局庁舎清掃業務経理課（調達）NO. 2 に係る一件書類
決裁文書 4	決裁文書「WTO 政府調達協定の適用を受ける大阪市交通局庁舎清掃業務にかかる総合評価一般競争入札の落札者の決定並びに結果通知について」（経理課（調達）NO.274）

別表 2 別表 1 の決裁文書 1 から 3 までについて、実施機関が本件決定 1 により、非公開とした情報

	非公開の情報が記載されている文書名等	非公開とした情報
決 裁 文 書 1	決裁文書中の内容等	案文 3 の支出予定金額の内訳(1)一般関係及び(2)輸送指令関係の金額に係る記載箇所
	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務参考明細書 (P-1～18)	P-2 を除く工数（清掃員 A～C）の数値による記載箇所、金額（経費を含む）欄の数値（ただし、P-1 の合計、P-2 の計及び低入札調査基準価格並びに P-3 の計の金額を除く）及び P-2 の摘要欄の数値
決 裁 文 書 2	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務にかかる入札参加資格審査結果	契約実績の欄中の大阪市及び国又は他の地方公共団体以外の契約に係る記載事項
決 裁 文 書 3	決裁中の添付資料に共通する内容	入札参加申込業者の代表者及び会社並びに代理人等の印影
	入札参加者各位にあてた質問に対する回答文（大阪市交通局総務課長及び大阪市民局雇用・勤労施策室長名での作成文）の 3 ページと 4 ページ部分	交通局庁舎清掃業務における知的障害者の雇用者数等について記載のある箇所

別表 3 別表 1 の決裁文書 4 について、実施機関が本件決定 1 により、非公開とした情報

	非公開の情報が記載されている文書名等	非公開とした情報
本件文書 1	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃委託業務評価点（平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分）	各業者（落札業者を含む）の入札価格及び価格点並びに合計点と価格点以外の評点と評点理由（ただし、落札業者の合計点と価格点以外の各評点、及び各業者（落札業者を含む）の②障害者雇用に関する取組の中の①－A 障害者雇用率に応じて加点となる評価点とその理由の全部並びに①環境への取組の中の①環境へ配慮している内容に応じて加点となる評価点とその理由のうち満点のものを除く）以外の各項目に記載されている記載事項
本件文書 2	大阪市交通局物品買入等の契約に係る低入札価格調査の審査について	8. 質疑応答 Q に記載のある金額及び人数についての箇所、並びに A について記載のある金額部分（ただし大阪府の最低賃金について記載のあるものを除く）
本件文書 3	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務に係る最低賃金での積算書	3. 年間人件費（1 年間の場合）に記載のある金額、人員の箇所
本件文書 4	大阪市交通局庁舎清掃業務関係書類一式	落札業者の代表者の印影
本件文書 5	積算根拠内訳書 平成 17 年度 大阪市交通局庁舎清掃業務	区分・項目・清掃員 A（一部の数値について記載のある項目を除く）・清掃員 B（一部の数値について記載のある項目を除く）・清掃員 C（一部の数値について記載のある項目を除く）・総合計金額以外について数字で記載のある全事項
本件文書 6	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務委託料積算内訳表	人員、年間合計、消費税及び地方消費税相当額並びに総合計以外に係る金額記載部分
	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃業務委託料積算内訳表別表①～⑧	人員、時間、日数、物品単価以外に係る金額、全ての数量に関する記載事項
	清掃作業必要備品・道具等一覧表	数量に関する記載事項
	日常清掃各階人員配置表	配置人数及び備考に記載されている事項
本件文書 7	誓約書	落札業者の代表者の印影
本件文書 8	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書	数字及び数値等の欄（ただし、雇用保険加入の有無並びに健康保険及び厚生年金保険加入の有無について記載のある事項を除く）に記載のある全事項

別表 4 別表 3 の本件文書 1 について、実施機関が本件決定 2 により、改めて非公開とした情報

本件文書 1 に記載されている情報のうち、次の項目を除いた全項目

- ・ 入札参加業者の順位
- ・ 入札参加業者名
- ・ 入札参加業者の入札金額
- ・ 入札参加業者の価格評価点
- ・ 入札参加業者の評価項目のうち②障害者雇用に関する取組の中の①－A障害者雇用率及び①－B障害者雇用者数に応じて加点する項目の評価点と評価理由
- ・ 入札参加業者の評価項目のうち①環境への取組の中の①環境へ配慮している内容に応じて加点する項目の評価点と評価点理由
- ・ 入札参加業者の合計点
- ・ 落札業者の項目別の各評価点及び評価項目のうち②障害者雇用に関する取組の中の②知的障害者の継続雇用の応諾の有無に応じて加点する項目の評価点理由
- ・ 入札参加業者(株)明和産業の評価項目のうち②品質保証への配慮の評価点理由
- ・ 入札参加業者毎日美装(株)の評価項目のうち②品質保証への配慮の中の②苦情処理体制の評価点理由
- ・ 入札参加業者平和興業(株)の評価項目のうち①研修体制の評価点理由
- ・ 入札参加業者コスモビル保全(株)の評価項目のうち②品質保証への配慮の中の③自主検査体制の評価点理由
- ・ 入札参加業者平成管財(株)の評価項目のうち②品質保証への配慮の中の②苦情処理体制の評価点及び評価点理由、及び②品質保証への配慮の中の③自主検査体制の評価点理由の一部
- ・ 入札参加業者美素建物管理(株)の評価項目のうち②品質保証への配慮の中の③自主検査体制①自主検査体制の規定の有無及び内容の評価点理由
- ・ 入札参加業者コスモ建物管理(株)の評価項目のうち①研修体制の評価点理由、②品質保証への配慮③自主検査体制の評価点理由の一部、①福祉への配慮(就職困難者の就業支援)に係る各項目の評価点と評価点理由

別表5 本文書1について、実施機関が本件決定2により、非公開とした項目

		(1) 価格 評価	(2) 技術的評価						(3) 公共性（施策反映）評価															合計
			①研修体制			②品質保証への配慮			①福祉への配慮（就職困難者の就業支援）										②環境への配慮					
			①技術力向上のために研修体制等の設置			②苦情処理体制	③自主検査体制	①知的障害者の就業状況			②障害者雇用に関する取組み			③野宿生活者の就業状況				④各種就業支援事業を活用した新規雇用	⑤母子家庭の母に対するこれまでの取組	①環境への取組	②再生品の使用	③低公害車等の導入		
			①- 1 研修規定の有無及び内容	①- 1 過去 1 年間の研修実施状況及び内容	②研修計画の有無及び内容	①苦情処理マニュアル等の有無及び内容	①自主検査体制の規定の有無及び内容	② 自主 検査 体制 企画 提案 書の有無及び内容	①知的障害者就業（予定）者数に応じて評価	②-1 支援体制の企画内容＝専任支援者の提案の有無及び内容	②-2 支援体制の企画内容＝2 ～ 6 の提案の有無及び内容	①- A 障害者雇用率に応じて加点	①- B 障害者雇用者数に応じて加点	②知的障害者の継続雇用の承諾の有無に応じて加点	①野宿生活者就業（予定）者数に応じて評価	②-1 支援体制の企画内容＝1 の雇用実績を評価	②-2 支援体制の企画内容＝2 の提案の有無及び内容(連携方法)	②-3 支援体制の企画内容＝3 の提案の有無及び内容(就業支援体制)	①新規雇用者数に応じて加点	①母子家庭の母の雇用率に応じて加点	①環境へ配慮している内容に応じて加点	②再生品の使用状況に応じて加点	③低公害者等の導入及び使用状況に応じて加点	
落札者	評価点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	評価理由	○							●			○		○	●				●	●	○	●	●	○
その他の入札者	評価点	○	●	●	●	●	●	●	● (一部公開)	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	● (一部公開)	○
	評価理由	○	●	● (一部公開)	○	● (一部公開)	● (一部公開)	● (一部公開)	● (一部公開)			○	○	●	●				●	●	○	●	● (一部公開)	○
			技術に関する評価情報						福祉配慮に関する評価情報										環境配慮に関する評価情報					

※ ●は、本件決定2により非公開とされた項目、○は公開された項目である。

別表 6 別表 3 及び 4 の非公開情報のうち、公開すべき情報

	文 書 名	公開すべき情報
本 件 文 書 1	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃 委託業務評価点(平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分)	本件決定 2 により非公開とした情報の全て
本 件 文 書 6	平成 17 年度大阪市交通局庁舎清掃 委託業務委託料積算内訳表別表① ～⑧	本件決定 1 により非公開とした情報のうち、社会 保険料の計算方法の記述
本 件 文 書 8	経営規模等評価結果通知書総合評 定値通知書	本件決定 1 により非公開とした情報の全て